

佐野市市有施設再生可能エネルギー発電設備導入事業に係る
公募型プロポーザル実施説明書

1. 事業の概要

(1) 事業の名称

佐野市市有施設再生可能エネルギー発電設備導入事業

(2) 事業の目的

地球温暖化は、パリ協定の採択などにみられるように、世界的な人類の生存基盤に関わる問題である。日本においては、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことや令和12(2030)年度において、温室効果ガスを平成25(2013)年度比46.0%削減することを目指し、さらに50%削減の高みに向け挑戦をするとの目標を掲げ、カーボンニュートラルの推進を図るなど本格的に動き出している。

佐野市(以下、「本市」という。)としても、令和4(2022)年10月に2050年までにカーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティさの」の表明を行い、また、佐野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)や佐野市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の改定を行うなど、カーボンニュートラルの達成に向けた動きを加速させている。

そこで、本事業は、本市で行う事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの削減をより一層推進するため、第三者所有モデル(PPA方式)により市有施設へ太陽光発電設備や蓄電池設備を導入し、施設の事務・事業から排出される温室効果ガスを抑制するとともに災害時のエネルギーを確保することを目的とする。

(3) 事業場所

仕様書の「別紙1」のとおり。

(4) 事業期間

設備導入期間：契約締結時から原則令和5年度中

運転期間：原則令和6年4月1日から最長で20年間

2. 参加資格等

(1) 事業者の構成

単独の法人もしくは複数の法人によって構成された共同事業者(共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。)

参加表明書受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として

認めない。

(2) 事業者の参加資格

- ① 本市における入札参加資格者名簿（建設工事、測量・設計・建設コンサルタント、物品役務）のいずれかに登載されている者又は契約の締結までに登録を得る見込みのある者であること。
- ② 提案者は単独法人であること。ただし、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを妨げるものではない。
- ③ 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人とする。
- ④ 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- ⑤ 本事業と類似の事業履行実績として、過去5年度の期間において民間を含めたPPA事業の採用実績を有すること（記載は3件まで可とする）。
- ⑥ 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
 - ・ 第一種、第二種若しくは第三種電気主任技術者上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
- ⑦ 次のいずれの項目にも該当しないこと。
 - ・ 契約を締結する能力を有しない者
 - ・ 破産者で復権を得ない者
 - ・ 本市との契約等において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りでない。
 - ・ 破産法（平成16年法律第25号）第18条又は第19条に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
 - ・ 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者、また佐野市暴力団排除条例（平成23年6月20日条例第16号）第6条に規定する密接関係者
 - ・ 佐野市競争入札参加者指名停止要綱（平成17年佐野市公示第154号）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

3. 公募型プロポーザルのスケジュール

実施内容	実施時期
事業公募の開始	令和5年3月29日(水)
実施説明書等の配布 (佐野市ホームページで公開)	令和5年3月29日(水)～令和5年4月19日(水)
質問の受付期間	令和5年3月29日(水)～令和5年4月13日(木)
質問に対する回答	令和5年4月19日(水)
参加表明書受付期間	令和5年4月19日(水)～令和5年5月2日(火)
参加資格確認結果の通知	令和5年5月12日(金)
企画提案書受付期間	令和5年5月15日(月)～令和5年6月16日(金)
ヒアリング	令和5年6月23日(金)(予定)
審査結果通知	令和5年6月30日(金)(予定)

4. 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「質問書」(様式第1号)を提出するものとする。

(1) 質問受付

① 受付期間

令和5年3月29日(水)～令和5年4月13日(木) 17時

② 提出方法

電子メールで受け付ける。電子メールの件名は「佐野市市有施設再生可能エネルギー発電設備導入事業質問書(事業者名)」とすること。電子メール送付後、電話により提出先へ確認すること。

③ 提出先

担当課の電子メールアドレスに提出すること。

(担当課)

令和5年3月31日まで：環境政策課

令和5年4月1日から：気候変動対策課

(2) 回答

回答は、ホームページに令和5年4月19日(水) 17時までにすべての質問に対する回答を掲載する(質問を行った法人名等は公表しない)。なお、受付期間中に到着しなかった質問に対しては、回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

5. 参加表明書の受付及び参加資格確認結果の通知

(1) 参加表明書受付

参加を希望する者は、次の方法により参加表明書を提出する。

① 受付期間

令和5年4月19日(水)～令和5年5月2日(火) 17時(必着)

② 受付時間

佐野市の休日を定める条例(平成17年佐野市条例第2号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く、午前8時30分から午後5時までとする。

③ 提出方法

必要書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを12部(正本1部、副本11部)及びデータを保存した電子媒体(CD-R)を提出先へ提出する。郵送(必着)もしくは持参とする。

なお、郵送による提出の場合は、事前に提出先へ電話連絡をすること。

④ 提出先

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

佐野市 市民生活部 気候変動対策課 気候変動対策係

電話：0283-85-7302 E-mail：kikouhendou@city.sano.lg.jp

(2) 提出書類

① 参加表明書(複数の法人の場合は、代表者のみ)

プロポーザル参加表明書(様式第2号)に必要事項を記入し、提出する。

② 共同事業者構成表

複数の法人で構成された共同事業者は、共同事業者構成表(様式第3号)に必要事項を記入し、提出する。単独の法人は、提出不要。

③ 会社概要(共同事業者の場合は、構成員全員)

会社概要(様式第4号)に必要事項を記入し、提出する。

④ 参加資格に係る書類

以下の書類を添付すること。

- ・類似事業の契約書等の写し(契約が証明できる部分のみの写しで良い)
- ・一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し
- ・登記事項証明書、印鑑証明書
- ・暴力団員等に該当しないことの誓約書(様式第5号)
- ・貸借対照表及び損益計算書
- ・納税証明書(国税・県税等)

(3) 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果については、令和5年5月12日(金)までに「提案資格確認結果通知書(様式第6号)」により通知する。

① 提案の資格を有すると認められた場合は、その旨とプロポーザル参加要請を書面により通知する。

② 提案の資格を有することが認められなかった場合は、その旨と理由を書面により通知する。

- ③ 上記②の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に「非要請理由請求書（様式第7号）」により説明を求めることができる。
- ④ 上記③の回答は、書面が提出された日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に「非要請理由回答書（様式第8号）」により行う。

6. 企画提案書の提出

(1) 企画提案書受付

企画提案書を提出しようとする者は、次の方法により提出を行う。また、提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

① 受付期間

令和5年5月15日（月）～令和5年6月16日（金） 17時（必着）

② 受付時間

休日を除く、午前8時30分から午後5時までとする。

③ 提出方法

必要書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを12部（正本1部、副本11部）及びデータを保存した電子媒体（CD-R）を提出先へ提出する。郵送（必着）もしくは持参とする。

なお、郵送による提出の場合は、事前に提出先へ電話連絡をすること。

④ 提出先

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

佐野市 市民生活部 気候変動対策課 気候変動対策係

電話：0283-85-7302 E-mail：kikouhendou@city.sano.lg.jp

(2) 提出書類

企画提案書（様式第9号）を作成し、次の資料と併せて提出する。

- ① 事業の実施内容
- ② 事業実施体制
- ③ 過去の類似業務実績

7. 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

(1) 事業の実施内容

① 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

② 太陽光発電設備容量及び蓄電池設備容量

各施設における想定設備容量（太陽光発電設備（kW）及び蓄電設備定格出力

(kW)) を検討すること。

③ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・各施設における想定自家消費電力量を検討すること。検討にあたっては、全施設合計の自家消費電力量 (kWh) が最大となる考え方を示すこと。
- ・温室効果ガス排出削減量は、全施設における 1 年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は環境省が公表している電気事業者別排出係数の値 (算出年度に設備を設置している施設が契約している電力需給会社) を使用すること。

④ 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法 (架台等)、検討において想定した設備仕様 (寸法、重量等を含む) を記載すること。
- ・想定する設置場所、設置方法における JIS C8955 (2017) に定められている荷重 (風圧、積雪、地震等) に対する太陽光発電設備の耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。(本市での設計積雪量は 30cm であることに注意すること。)
- ・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量 (基礎、パネル重量込み: 単位 N/m^2 もしくは kg/m^2) を記載すること。

⑤ 非常時・停電時に利用可能なシステム

次の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・非常時・停電時のシステム構成図
- ・非常時・停電時の利用、操作方法 (特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の可否等)
- ・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力 (kW)

⑥ 自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金 (参考見積)

- ・単価は事業期間中一定とし、本市より提示した参考価格をもとに提案すること。参考価格は、参加表明書提出者に通知する提案資格確認結果通知書 (様式第 6 号) 送付後に提供する。(単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提示すること。)
- ・電気料金の概算単価については、運転期間中における候補施設での本市の負担として算出すること (運転期間最長 20 年間分の電気料金シミュレーション等、国補助金を合わせた額等も入れた場合の算出根拠を含む。)

(2) 事業実施体制

① 事業実施体制図

② 工事計画概要 (設備導入工程表)、実施体制 (本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載)、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

③ 本市内の業者の活用の提案

- ④ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画(定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等)、実施体制
 - ⑤ 代表事業者の経営状況(5年間)
 - 賃借対照表、経常利益(もしくは営業利益率)、流動比率、自己資本比率等
 - ⑥ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去の費用、資金調達を含めた事業資金計画
 - ⑦ 故障、緊急時の対応体制図
 - ⑧ 事業実施中のリスクに対する対策
 - 損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。
 - ⑨ 事業実施に関する保証
 - 設備の導入、運転期間中、撤去までに係るすべての保証
- (3) 過去の類似業務実績
- 実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること。
(契約が証明できる部分のみの写しで良い)

8. 企画提案書作成にあたっての留意事項

(1) 記載の要件

- ① 業者が特定できる要素の記載については禁止とする(企業名・ロゴ等の記載)。
- ② 提案書の内容は、職員が補足説明を必要とせず理解できる内容とすること。
- ③ A4版を基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- ④ 提案書の概要は簡潔にまとめ、A4版2枚以内とする。
- ⑤ 表紙、目次及び参考見積書はページ数にカウントしない。
- ⑥ 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ⑦ 提案書の提出期間以降の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ⑧ 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- ⑨ ワードソフト等を使用して記載する場合は、文字サイズ10.5pt以上に設定すること。また、手書きで記載する場合は、1行あたり39文字を限度に記入すること。
- ⑩ 上下左右に20mm以上の余白を設定すること。

9. 企画提案の審査及び契約の締結

企画提案は、「佐野市市有施設再生可能エネルギー発電設備導入事業公募型プロポーザル評価委員会」(以下「評価委員会」という。)において審査する。企画提案の書類審査及びその内容についてヒアリングを実施する。ヒアリングに際しては事前に書面により事業者質問を行うことがあるため、その際は書面により回答すること。

審査に当たっては、評価委員会の各委員が「評価基準」に基づき採点し、最も優れた企画提案者を本件業務の事業予定者として決定する。企画提案者が1者の場合でも審

査を実施することとし、各委員の評価点が 180 点を超える場合には事業予定者として選定する。

(1) ヒアリング審査

① 日時

令和 5 年 6 月 23 日（金）（予定）

② 会場

佐野市役所 会議室（予定） ※日時及び会場は別途通知する。

③ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。

④ 発表時間について

1 企画提案者あたり事業概要説明 15 分、質疑 15 分（予定）。なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

(2) 審査結果の通知、結果に対する質問

① 選定結果は、令和 5 年 6 月 30 日（金）（予定）に参加者全員に「結果通知書（様式第 10 号）」により通知する。

② 「2. 次の理由により特定しませんでした。」の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に「非特定理由請求書（様式第 11 号）」により、本市に対して非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明を求めた日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に「非特定理由回答書（様式第 12 号）」により回答を行う。

(3) 契約の締結について

選定した事業予定者と仕様書に基づき詳細を協議し、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について本市の確認を受けたのち、確定とする。なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、評価委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

10. その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

① 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は本市に帰属する。

② 提案者は、本市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

③ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

④ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、

佐野市情報公開条例（平成 17 年 2 月 28 日条例第 8 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため本市と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

11. 失格要件

参加表明書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、または事業予定者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき。
- (2) 不正な利益を図る目的で評価委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。
- (3) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (4) 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (5) その他、評価委員会が不適切と判断したとき。

<評価基準>

評価項目	評価の視点	加重倍率	配点
1. 技術提案に関する事項			
太陽光発電設備出力	太陽光発電設備の出力(kW)が大きい	5	25
蓄電池容量	蓄電池の容量(kWh)が多い	3	15
蓄電池の活用による自家消費量	蓄電池の活用を含めて、太陽光発電電力の自家消費量が大きい	5	25
システム提案の実現性	システムの構成や自家消費量の考え方等、システムの提案内容の実現性があるか	4	20
設備の設置方法	設備の設置方法の実現性及び安全性が高いか	4	20
非常時利用の利便性	災害等、非常時利用における利便性が高いか	4	20
2. 実施体制に関する事項			
工事遂行能力	無理のない実施体制及び施工スケジュールとなっているか	3	15
業務遂行能力	無理のないメンテナンス計画及び維持、管理等の実施体制となっているか	5	25
事業実施中のリスク対応	事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか	4	20
事業実施に係る保証	設備の導入、運転期間中、撤去まで対応できる提案となっているか	3	15
長期契約における事業継続性についての保証	事業継続を保証できる提案となっているか	3	15
3. 事業者の実績に関する事項			
会社概要	財務状況等について、資金調達に問題がないか（経常利益・黒字年数・自己資本比率）	1	5
類似実績	過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか	2	10
地域事業者の活用	市内企業を活用する提案となっているか	5	25
4. 電気料金（概算単価）に関する事項			
コストメリット	市にとって使用電気料金のメリットは高いか	3	15
算出方法	電気料金のサービス単価の算出方法は適切か	3	15
5. その他の事項			
温室効果ガスの排出削減に有効な独自提案	実効性のある削減提案となっているか	3	15

- ① 6段階評価により採点を行う。（5点：優れている 4点：やや優れている 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る 0点：非常に劣る・提案無し）
- ② 評価点は、各評価項目の評価点に加重倍率を乗じて得られた点数とする。
- ③ 出席委員の評価点の合計点が一定点数（180点×出席委員数）以上であり、出席委員の評価点数の合計点が最も高い提案者を第1位順位とし、次順位の事業者を次点者とする。
- ④ 第1位順位の合計点が同点の場合は、加重倍率を5としている評価項目の合計点数が最も高い提案者を第1位順位とする。それでも決しない場合は、評価委員会の協議により、第1位順位を決定する。